

適用拡大登録

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 区 分     | 殺 虫 剤           |
| 農 薬 名   | 住化スミチオン水和剤 4 0  |
| 種 類 名   | ME P 水和剤        |
| 登 録 番 号 | 第 8444 号        |
| 登 録 会 社 | 住友化学株式会社        |
| 登 録 日   | 令和 8 年 8 月 26 日 |

登録内容

農薬登録申請書第 7 項を以下のとおり変更し、別紙 1 のとおりとする。

- ・作物名「りんご」の適用病害虫名「クワコナカイガラムシ」を「カイガラムシ類」に、「モモシンクイガ」を「シンクイムシ類」に変更する。
- ・作物名「なし（有袋栽培）」、「なし（無袋栽培）」、「大粒種ぶどう」および「小粒種ぶどう」の適用病害虫名「クワコナカイガラムシ」を「カイガラムシ類」に変更する。
- ・作物名「おうとう」に適用病害虫名「ハマキムシ類」を追加し、希釈倍数「8 0 0 倍」を「8 0 0 ～1 0 0 0 倍」に変更する。
- ・作物名「かき」の適用病害虫名「ドウガネブイブイ成虫」を「コガネムシ類成虫」に、「フジコナカイガラムシ」を「カイガラムシ類」に変更する。

使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項に (5) として以下を追加し、現行 (5) 以降を順次繰り下げ、別紙 2 のとおりとする。

- (5) りんごのクワコナカイガラムシ以外のカイガラムシ類およびモモシンクイガ以外のシンクイムシ類に使用する場合は、希釈倍数 8 0 0 ～1 0 0 0 倍で使用する事が望ましい。

## 別紙 1

## 【変更部分】

| 作物名          | 適用病虫害名                                                    | 希釈倍数       | 使用液量             | 使用時期           | 本剤の使用回数 | 使用方法 | MEP<br>を含む<br>農薬の<br>総使用回数                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------|------------|------------------|----------------|---------|------|--------------------------------------------------------|
| りんご          | カメシ類<br>ギンモンハモグリガ                                         | 800～1000 倍 | 200～700<br>L/10a | 収穫 30 日前<br>まで | 3 回以内   | 散布   | 3 回以内                                                  |
|              | アブラムシ類<br>ハマキムシ類<br>カイガラムシ類<br>シンクイムシ類<br>リンゴスミシ          | 800～1200 倍 |                  |                |         |      |                                                        |
| なし<br>(有袋栽培) | カメシ類<br>ナシギシラミ<br>ナシゲンバイ<br>ナシヒゲガ                         | 800～1000 倍 |                  | 収穫 14 日前<br>まで | 6 回以内   |      | 6 回以内                                                  |
|              | アブラムシ類<br>カイガラムシ類<br>シンクイムシ類<br>ハマキムシ類                    | 800～1200 倍 |                  |                |         |      |                                                        |
| なし<br>(無袋栽培) | カメシ類<br>ナシギシラミ<br>ナシゲンバイ<br>ナシヒゲガ                         | 800～1000 倍 |                  | 収穫 21 日前<br>まで |         |      |                                                        |
|              | アブラムシ類<br>カイガラムシ類<br>シンクイムシ類<br>ハマキムシ類                    | 800～1200 倍 |                  |                |         |      |                                                        |
| 大粒種ぶどう       | コガネムシ類成虫<br>アカネサラムシ<br>フタテンヒメヨコバイ<br>ブトウスカシハ<br>ブトウトラカミキリ | 800～1000 倍 |                  | 収穫 21 日前<br>まで | 2 回以内   |      | 4 回以内<br>(収穫終了後か<br>ら萌芽までは<br>2 回以内、<br>萌芽後は<br>2 回以内) |
|              | カイガラムシ類                                                   | 800～1200 倍 |                  |                |         |      |                                                        |
| 小粒種ぶどう       | コガネムシ類成虫<br>アカネサラムシ<br>フタテンヒメヨコバイ<br>ブトウスカシハ<br>ブトウトラカミキリ | 800～1000 倍 |                  | 収穫 90 日前<br>まで |         |      |                                                        |
|              | カイガラムシ類                                                   | 800～1200 倍 |                  |                |         |      |                                                        |
| おうとう         | ケムシ類<br>ハマキムシ類                                            | 800～1000 倍 |                  | 収穫 14 日前<br>まで |         |      | 2 回以内<br>(樹幹処理及び<br>灌注処理は<br>合計 1 回以内)                 |
| かき           | オオワタカイガラムシ<br>若齢幼虫                                        | 800 倍      |                  | 収穫 30 日前<br>まで | 3 回以内   |      | 3 回以内<br>(樹幹処理は<br>2 回以内)                              |
|              | イガ類<br>カメシ類<br>コガネムシ類成虫                                   | 800～1000 倍 |                  |                |         |      |                                                        |
|              | カイガラムシ類<br>カキノハタムシガ                                       | 800～1200 倍 |                  |                |         |      |                                                        |

別紙 2

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- (2) アルカリ性の強い農薬との混用はさけること。ただし、ボルドー液との混用の際は使用直前に混合すること。
- (3) あぶらな科作物には薬害を生じるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (4) りんごの旭種及びその近縁種には、他の有機燐剤と同様に薬害の出ることがあるので注意すること。
- (5) りんごのクワコナカイガラムシ以外のカイガラムシ類およびモモシンクイガ以外のシンクイムシ類に使用する場合は、希釈倍数 800～1000 倍で使用する事が望ましい。
- (6) ももの初期散布（5～6 月）には薬害の出ることもあるので注意すること。
- (7) なしの早生赤種には薬害が出るので使用はさけること。
- (8) くりを使用する場合、極早生種（森早生、豊多摩早生等）や樹勢の弱っている樹への散布及び萌芽中期の散布は薬害のおそれがあるのでさけること。
- (9) くりのクリタマバチの防除時期は羽化成虫脱出初期に樹全面に散布すること。
- (10) くりのモモノゴマダラノメイガの防除時期は産卵の初期、最盛期、末期に各 1 回、あるいは最盛期、末期に各 1 回散布すること。
- (11) 果樹のカメムシ類に使用する場合には、発生に応じて所定範囲内でくり返し散布すること。
- (12) 本剤を大型散布機（ヘリコプターなど）で使用する場合は、各散布機種 of の散布基準に従って実施すること。
- (13) 空中散布の場合、さといも、ソルゴには薬害を生じるおそれがあるので、付近にある場合にはかからないように注意して散布すること。
- (14) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (15) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
  - ① ミツバチの巣箱及びその周辺に飛散するおそれがある場合には使用しないこと。
  - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
  - ③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- (16) 本剤は自動車、壁などの塗装面、大理石、御影石に散布液がかかると変色するおそれがあるので、散布液がかからないよう注意すること。
- (17) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。